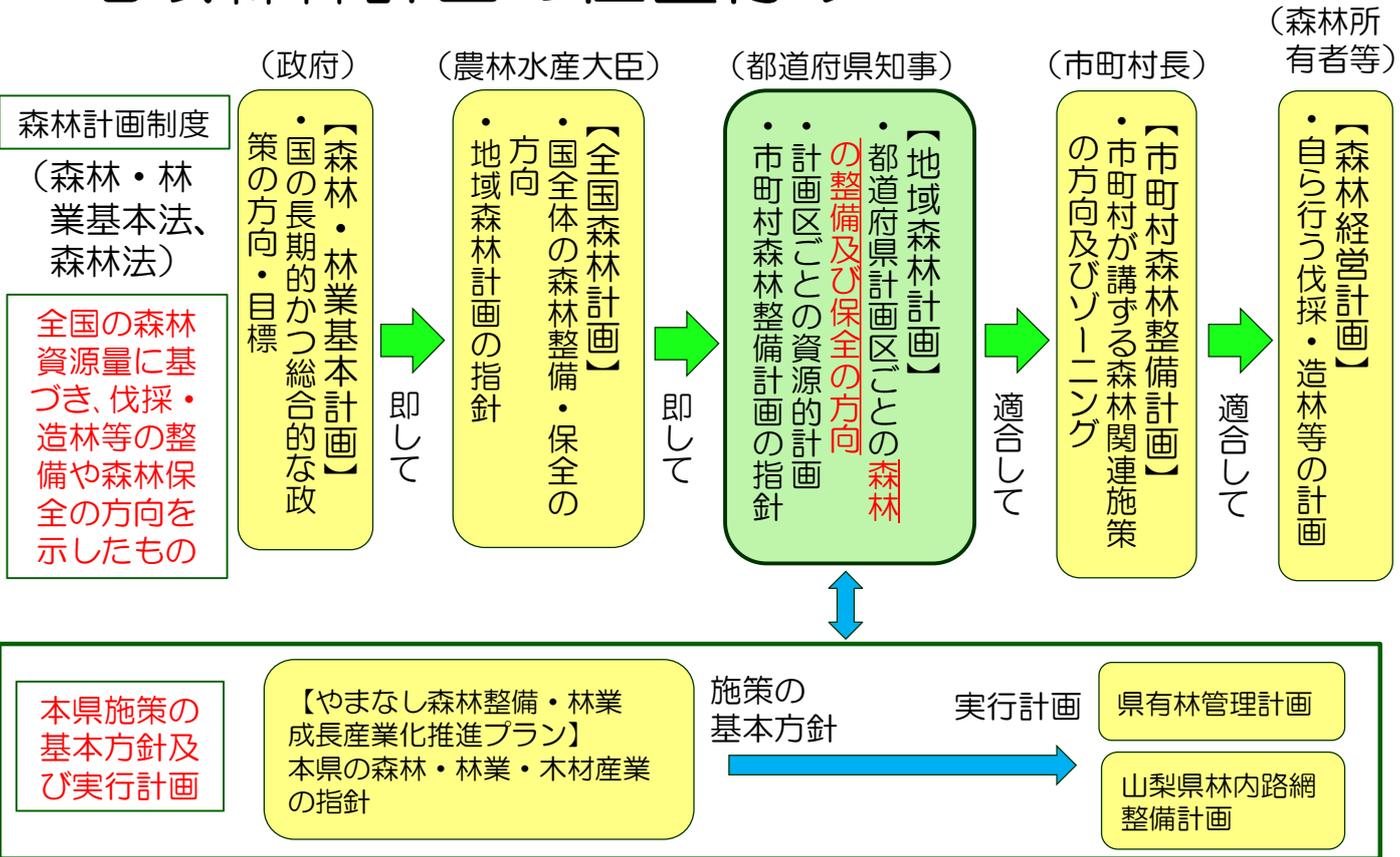


富士川中流地域森林計画の策定 及び富士川上流地域森林計画の 変更について

山梨県森林審議会
令和6年12月18日

地域森林計画の位置付け



国の動向

■ 森林・林業基本計画の策定（R3年6月）

- 適正な伐採と再生林の確保、針広混交林の造成、低コスト造林の推進等により、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」
- 木材供給量の目標
R元実績：3千1百万m³ → R12見通し：4千2百万m³

■ 全国森林計画の変更（R3年6月）

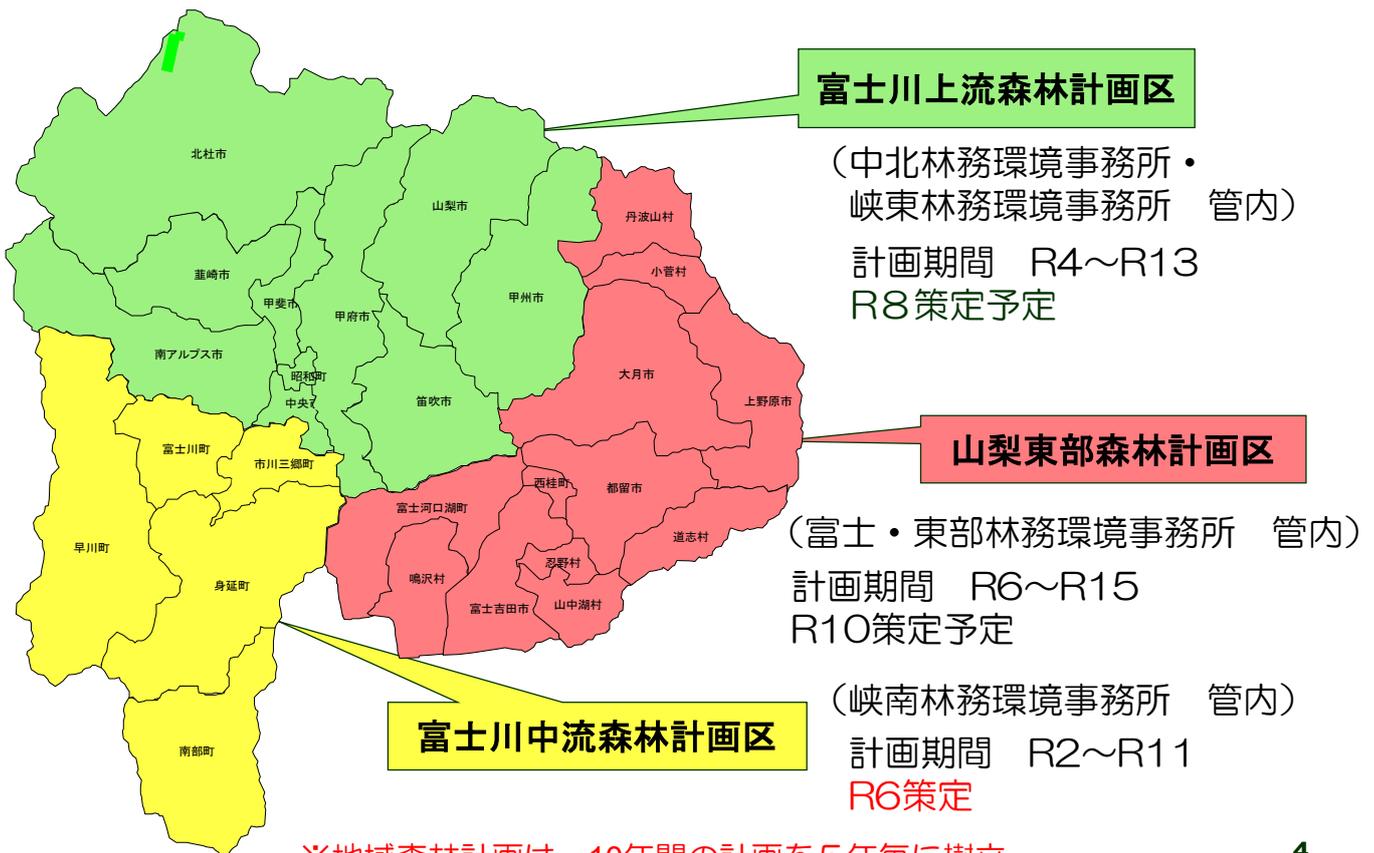
- 新たな森林・林業基本計画に即した伐採立木材積、造林面積等
- 木材等生産機能維持増進森林における再生林の促進

■ 全国森林計画の策定（R5年10月）

- 新たな計画期間に応じた計画量を算定（R1～R15 → R6～R20）
 - 主伐材積149%、間伐材積66%
 - 人工造林面積138%、天然更新面積152%
- ※ 山梨県配分量、現計画比

3

山梨県内の地域森林計画区



4

富士川中流地域森林計画 の策定について

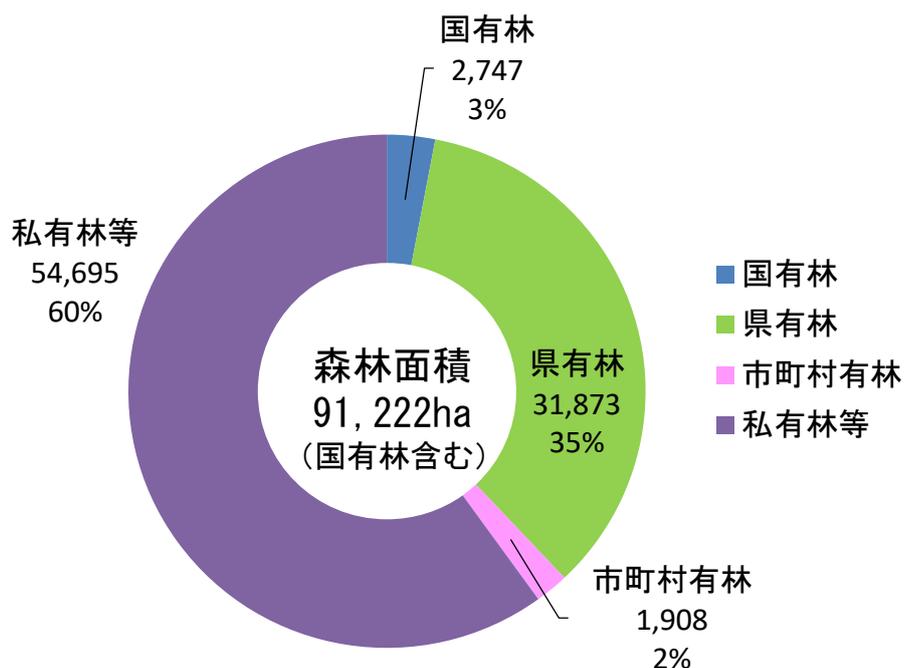
5

富士川中流森林計画区の概要

- 対象市町村
市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町の5町
- 計画期間
令和7年4月1日～令和17年3月31日
- 対象森林面積
88,475ha

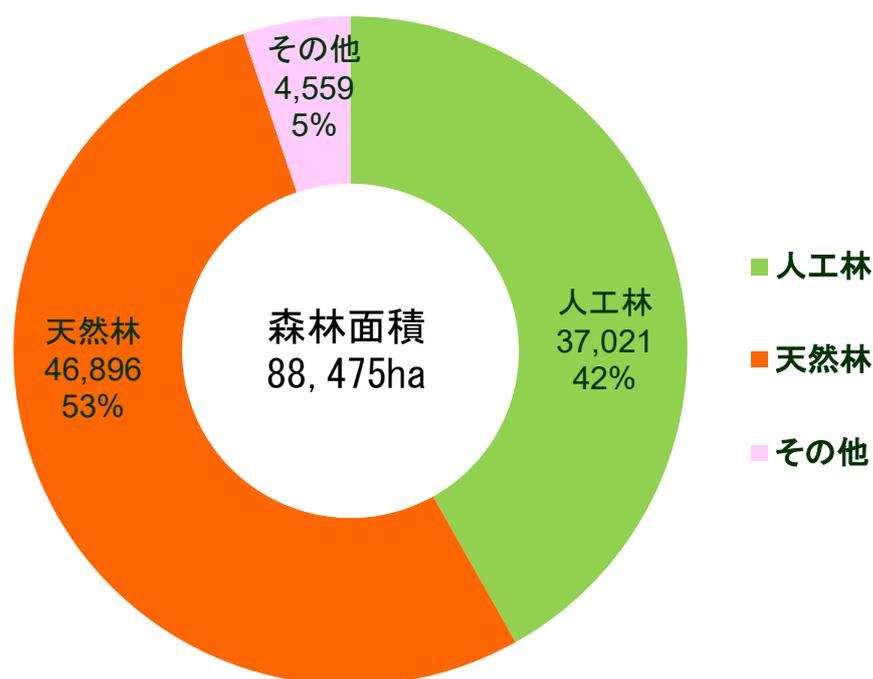
6

所有形態別の森林面積



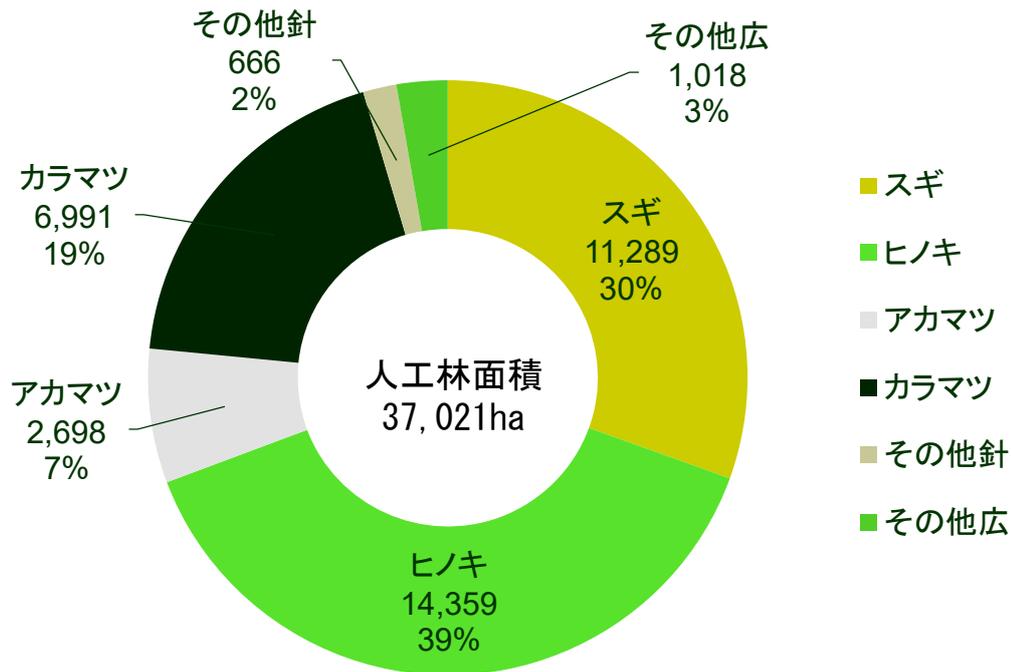
- 県有林が35%
- 私有林等60%、国有林3%、市町村有林2%

人工林・天然林別の森林面積



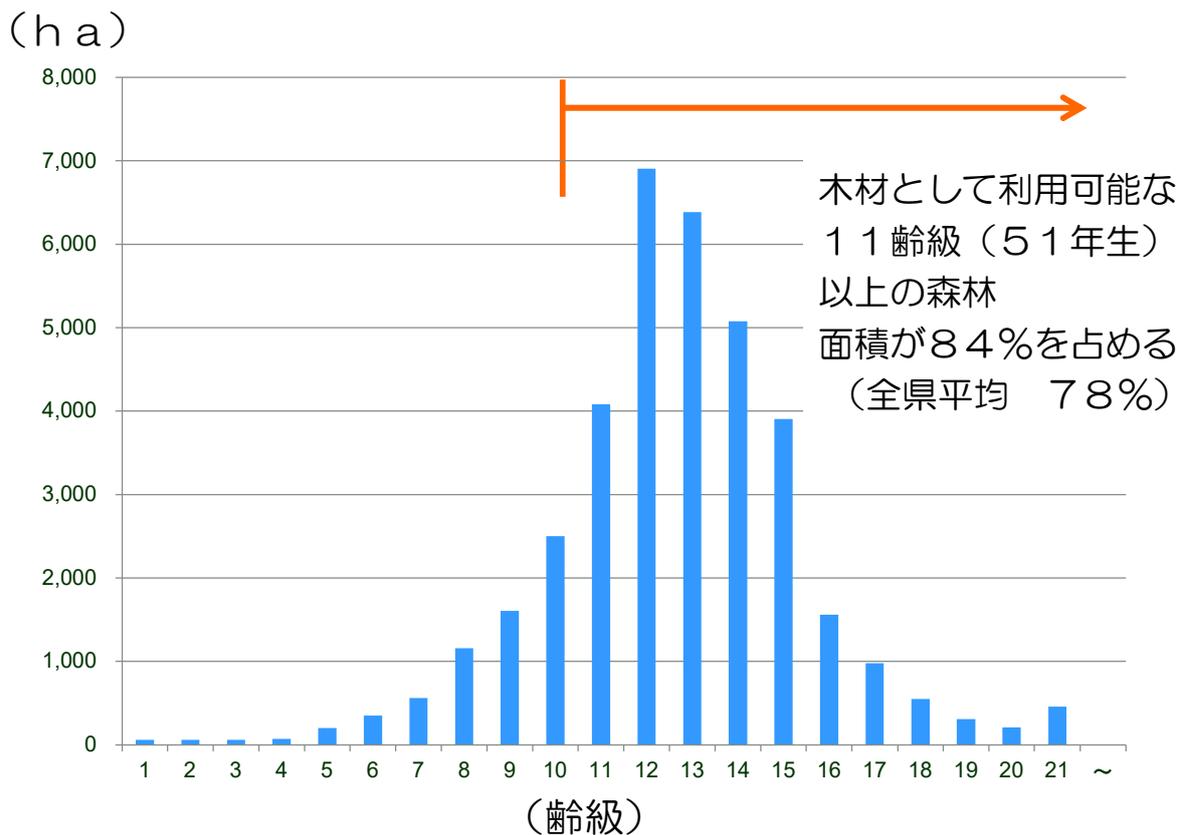
- 人工林が42%を占める

人工林の樹種別森林面積



スギ、ヒノキが69%、アカマツ、カラマツが26%を占める。

人工林の齢級別森林面積



前計画の実行結果

前期5カ年計画数量（R2～R6）に対する主な項目の実行歩合

項目	単位	計画	実行	実行歩合
主伐材積	千m ³	152	168	111%
間伐材積	千m ³	340	174	51%
人工造林面積	ha	591	173	29%
林道開設	km	29.3	4.6	16%
治山事業施行地区数	地区数	97	110	113%

11

計画事項

- 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 森林の整備に関する事項
- 森林の保全に関する事項
- 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- 計画量等
- その他必要な事項

12

森林の整備及び保全に関する基本的な事項

【方針】

- 望ましい森林資源の姿と森林整備・保全の基本方針を示し、森林の持つ多面的機能の維持増進を図る。

【計画事項】

機能区分	望ましい森林資源の姿と森林整備・保全の基本方針
水源涵養機能	水を蓄える隙間に富んだ森林土壌を有する森林 ↓ 適切な保育・間伐、伐期の延長、小面積皆伐等
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	樹木の根が発達し土壌保持能力に優れた森林 ↓ 複層林施業、長伐期施業
快適環境形成機能	遮蔽能力や汚染物質の吸着能力、抵抗性が高い森林 ↓ 樹種の多様性を維持する施業

13

機能区分	望ましい森林資源の姿と森林整備・保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	多様な樹種等からなり、憩いと学びの場となる森林 ↓ 広葉樹の導入、多様な森林整備
文化機能	史跡等と一体となって歴史的風致を構成している森林 ↓ 景観の維持・形成に配慮した森林整備
生物多様性保全機能	その土地固有の生物群集を構成する森林 ↓ 原生的な森林生態系や希少生物の生息する森林の保全
木材生産機能 ※特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材利用に適した樹種で構成され、搬出の基盤が整備された森林 ↓ 適切な造林・保育、路網整備の推進 ※「特に効率的な施業が可能な森林の区域」において人工林の伐採後は、原則、植栽による更新

14

森林の整備に関する事項（伐採・保育）

【方針】

- 健全な森林の育成による森林資源の利用を図る。

【計画事項】

- 主伐に当たっては森林の有する公益的機能の発揮に配慮しつつ、伐期に達した人工林を中心に積極的に伐採を行う。
- 森林の健全化、立木の生育の促進及び利用価値の向上を図るため、適切な時期、方法により森林施業（保育）を行う。
- 路網整備や施業集約化を推進し、主伐や利用間伐による木材生産を促進する。

【立木伐採材積】

単位：材積（千m³）

	計画量 合計	主伐	間伐
計画全体（10力年）	1,040	560	480
（うち前半5力年）	520	225	295

15

森林の整備に関する事項（造林）

【方針】

- 伐採後の裸地状態の早期解消による公益的機能の維持及び持続的な森林経営を図る。

【計画事項】

- 人工造林は、次の森林において行うこととし、原則として伐採後2年以内に行う。
 - 木材生産機能の発揮が期待される森林
 - 公益的機能の発揮の必要性から植栽を行う事が適当である森林
- 効率的な施業のため、コンテナ苗や伐採・造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入を検討するとともに、花粉の少ない苗木の増加に努める。
- 天然更新は、次の森林において行うこととし、原則として伐採後5年以内に更新を図る。
 - 前生稚樹の生育状況、母樹の存在、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林

【造林面積】

単位：面積（ha）

	人工造林	天然更新
計画全体（10力年）	1,600	1,440
（うち前半5力年）	800	690

16

森林の整備に関する事項（路網整備等）

【方針】

- 効率的な伐採や森林施業を実施するため、環境負荷の低減に配慮しつつ、傾斜等の自然条件や搬出方法に応じた路網整備を推進する。

【計画事項】

- 基幹路網として森林施業や木材輸送の効率化を担う「林道」及び「林業専用道」と、そこから個々の施業地に直結する「森林作業道」を適切に組み合わせて整備する。
- 木材生産が期待される森林を主体に整備を推進する。
- 林産物の搬出については、地形、地質、土壌等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせて行う。

【林道開設】

単位：延長（km）

	路線数	延長
計画全体（10カ年）	28	31.7
（うち前半5カ年）	11	13.0

17

森林の整備に関する事項（施業合理化）

【方針】

- 採算性の向上を図るため、小規模林地を面的にとりまとめる施業集約化や低コスト作業システムの普及を推進する。

【計画事項】

- 意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体の施業集約化に向けた取り組みによる森林経営計画策定（集約化）の推進を図る。
- 新たな森林経営管理制度を活用し、管理不十分な森林について、市町村が主体となって適切な管理・経営を推進する。
- 林業事業体の体質強化を図るとともに、県立農林大学校森林学科における人材育成等、林業従事者の養成・確保を推進する。
- 高性能林業機械やICT機器の導入促進、航空レーザー等による高精度な森林資源情報の活用を図る。

18

森林の保全に関する事項（治山）

【方針】

- 地形が急峻で地質も複雑なこと、近年集中豪雨が頻発していること等を踏まえ、災害に強い県土づくりや水源地域の機能強化を推進する。
- 全国的に流木災害が激甚化していることから、流木捕捉式治山ダムを設置や流路内の危険木の伐採等を推進する。

【計画事項】

- 山地災害を復旧・防止する治山施設の設置や、保安林機能の維持増進を図るための森林整備を実施する。

【治山事業施行地区数】

	地区数
計画全体（10カ年）	211
（うち前半5カ年）	103

森林の保全に関する事項（鳥獣害防止）

【方針】

- 鳥獣による被害のある森林において、被害防止施設の設置などの防除対策を行い、伐採跡地の確実な更新と造林木の着実な育成を確保する。

【計画事項】

- 市町村による鳥獣害防止森林区域（鳥獣害を防止する措置を実施する森林の区域）の設定
- 鳥獣害防止森林区域を中心に、獣害防護柵の設置等の鳥獣被害防止対策を推進
- 被害低減のための鳥獣保護管理施策との連携

森林の保全に関する事項（病害虫対策）

【方針】

- 病害虫による被害の未然防止及び早期発見、早期駆除に努める。

【計画事項】

- 松くい虫被害木の伐倒駆除及び樹幹注入等の予防措置の一層の推進を図る。
- カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害の早期把握と徹底的な防除を行い、被害の拡大防止を図る。

富士川上流地域森林計画 の変更について

地域森林計画の変更事項

■ 計画対象森林の変更

農地から除外された現況森林を新たに編入し、
転用された森林を除外する等、計画対象森林の
区域を変更

(ha)

変更前	編入	除外	変更後
147,060	30	23	147,067

23

地域森林計画の変更事項

■ 路網計画の変更

韮崎市において、新たに生産基盤強化区域を設定し、
木材生産の強化を図るため、林業専用道の開設路線を追加

林業専用道 御庵沢小武川1号支線（1.2km）を追加

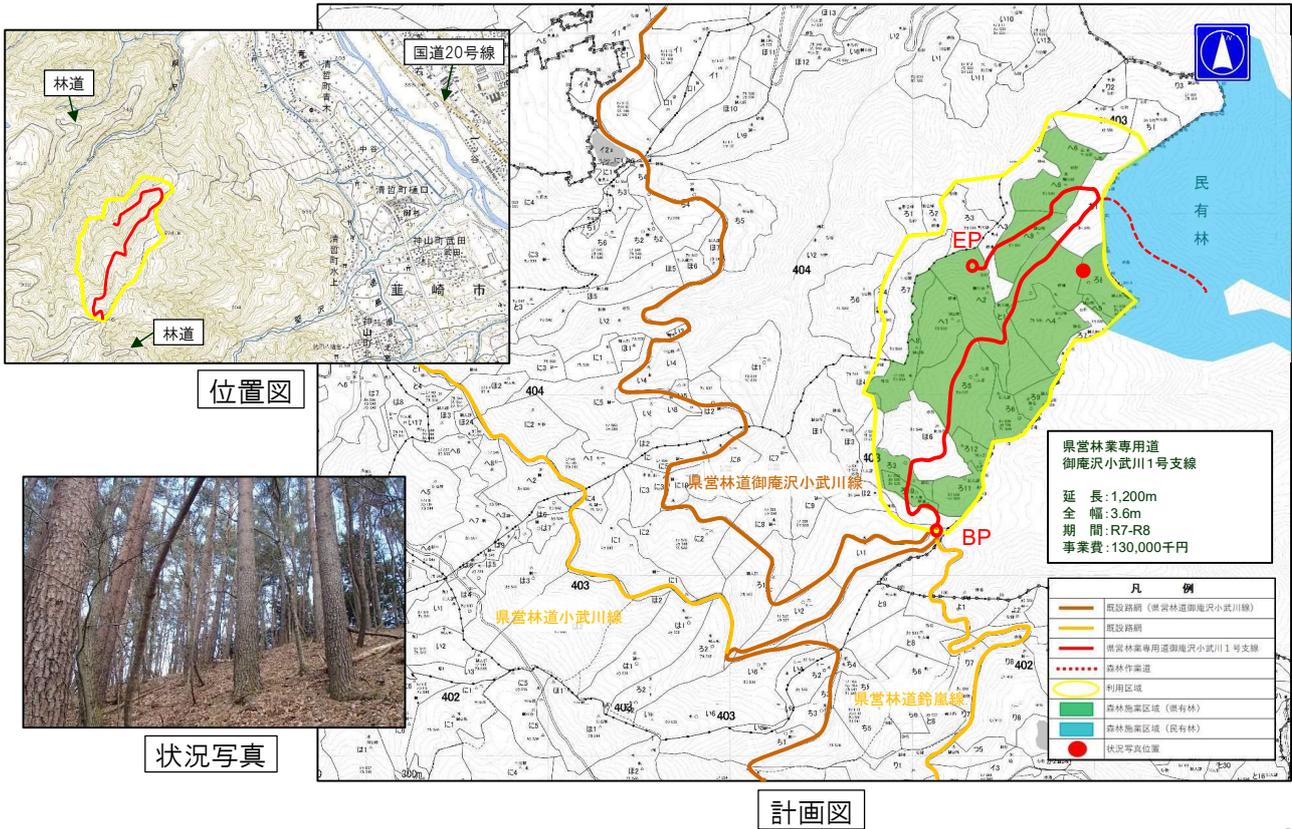
【林道開設】

単位：延長（km）

開設	区分	内容	変更前	変更後	差
開設	計画総数	路線数	64	65	+1
		延長	60.2	61.4	+1.2
	前期5カ年 の計画量	路線数	24	25	+1
		延長	35.4	36.6	+1.2

24

県営林業専用道 御庵沢小武川1号支線



25

(これまでの手続き)

縦覧、関係機関・市町村からの意見聴取



森林審議会 (12月18日)



(今後の手続き)

農林水産大臣への協議



農林水産大臣の同意・計画の決定 (12月下旬)



計画の公表 (1月上旬~中旬)

26